

## 家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の採取及び処理等の工程における取り違い等を防止するための留意事項等

### I 取り違いや誤った混合の防止策について

家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵（以下「精液等」という。）の採取及び処理等に際しては、複数の家畜から採取した精液や受精卵等の取り違いや誤った混合（以下「取り違い等」という。）をすることのないよう、採取及び処理等の工程において以下に留意して作業を行うこと。

#### 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理における留意事項

- ① 家畜人工授精用精液の採取（以下「採精」という。）やその後の希釈などの処理に用いる容器等（採精管、ビーカー等）については、予め雄畜名、識別できる記号又は番号等を記載したラベルの貼付やタグの取り付け等により、他の雄畜から採取した精液に用いる容器等と容易に識別ができるように措置する。また、採精に用いる器具（人工膈のゴム内筒、採精管等）はよく洗浄し、滅菌等されたものを使用し、雄畜ごとに交換するなど取り違い等が生じることのないように留意する。
- ② 採精を開始する前に、採精する雄畜と採精に用いる容器等の識別内容が一致していることを確認する。（例）牛：個体識別番号、豚：品種・耳刻・耳標 等
- ③ 家畜人工授精用精液に希釈液や保存液等を添加し、処理する際においても、容器等の識別措置を継続するとともに、容器や器具同士の接触により取り違い等が生じることのないように留意する。
- ④ 処理した家畜人工授精用精液を最終的にストロー等の容器に収める際にも、事前にストロー等の表示内容（雄畜の名前、採取年月日等）が正しいことを確認する。
- ⑤ 家畜人工授精用精液の採取及び処理に係る記録は作業工程ごとに行うとともに、チェック表等を用い、作業者等を記録する。なお、記録漏れや例えばストローの生産本数が精液を採取した量に比して多いなどの作業工程での誤りが疑われる場合には、直ちに生産や販売を中止する。

#### 2 家畜体内受精卵の採取及び処理における留意事項

- ① 雌畜から家畜体内受精卵の採取（以下「採卵」という。）に用いる容器等（子宮灌流液の回収瓶等）については、予め雌畜名、識別できる記号又は番号等を記載したラベルの貼付やタグの取り付け等により、他の雌畜から採取した家畜体内受精卵に用いる容器等と容易に識別ができるように措置する。また、採卵に用いる器具（バルーンカテーテルやシリコンチューブ等）はよく洗浄し、滅菌等されたものを使用し、雌畜ごとに交換するなど取り違い等が生じることのないように留意する。
- ② 採卵を開始する前に、採卵する雌畜と採卵に用いる容器等の識別内容が一致していることを確認する。
- ③ 家畜体内受精卵を処理（検卵、洗浄等）する際においても、容器等の識別措置を継続するとともに、処理に用いる器具（シャーレ、パスツールピペット等）は雌畜

ごとに交換するなど取り違え等が生じることのないように留意する。

- ④ 処理した家畜体内受精卵を最終的にストロー等の容器に収める際にも、事前にストロー等の表示内容（家畜体内受精卵証明書番号等）が正しいことを確認する。
- ⑤ 家畜体内受精卵の採取及び処理に係る記録は作業工程ごとに行うとともに、チェック表等を用い、作業者等を記録する。なお、記録漏れや作業工程での誤りが疑われる場合には、直ちに生産や販売を中止する。

### 3 家畜体外受精卵の生産における留意事項

#### (1) 実施場所

家畜体外受精卵の生産における工程（家畜未受精卵の採取、処理、家畜体外授精、家畜体外受精卵の処理）は、以下の業務の別に応じて、都道府県知事から開設の許可を得た家畜人工授精所において実施すること。

【業務の別（家畜人工授精所開設許可申請書（様式第20号））】

- 「家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）」
- 「家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）」

#### (2) 実施者

家畜体外受精卵の生産における工程は、以下の者により実施すること。

工程	実施者
雌の家畜から家畜卵巣を採取	獣医師
雌の家畜のとたいから卵巣を採取	獣医師 家畜人工授精師(家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務)
家畜未受精卵の採取、処理 家畜体外授精 家畜体外受精卵の処理	獣医師 家畜人工授精師(家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務)

#### (3) 家畜卵巣の採取について

- ① 家畜の雌又はそのとたいから家畜卵巣を採取する者において、当該家畜の雌が農林水産省令で定める伝染性疾患及び遺伝性疾患を有していないことについての獣医師による診断書の交付を受けている家畜であることを確認すること。
- ② とたいから家畜卵巣を採取する者は、と畜場の開設者、と畜検査員その他卵巣採取に係る関係者と家畜卵巣の採取の方法について事前に協議を行った上で家畜卵巣を採取すること。
- ③ ②の協議の上、必要な契約を締結することにより、責任関係の明確化を図るよう努めること。

#### (4) 家畜卵巣の取扱い

家畜卵巣を採取する者は、以下について、留意すること。

	雌の家畜のとたいから採取する場合	雌の家畜から採取する場合
卵巣の採取	<p>① と畜場法第 14 条に基づき、と畜検査員による内臓の検査がすべて終了した後で、家畜卵巣を採取すること。</p> <p>② と畜場のリストに掲載されている個体と実際に卵巣を採取する個体が必ず一致するように、と畜順の入れ替えの有無等に留意し、適切に卵巣を採取すること。</p> <p>③ 採取した卵巣は、と畜番号などを記した安全ピンなどでまとめるか、ティーバックなどの小袋に入れ、個体及び品種等の確認が終わるまでは、他の卵巣と取り違えないように個別管理を行うこと。</p>	<p>採取した卵巣は、と畜番号などを記した安全ピンなどでまとめるか、ティーバックなどの小袋又は回収瓶等に入れ、個体及び品種等の確認が終わるまでは、他の卵巣と取り違えないように個別管理を行うこと。</p>
卵巣を採取した雌畜の品種、血統登録の確認	<p>卵巣を採取した個体の品種が和牛であるかについて確認する際には、「和牛の表示に関するガイドライン」において、家畜登録機関が発行する「登録証明書」、「子牛登記証明書」、「血統を証明する書類」を有している必要があることに鑑み、と畜場の開設者等から情報提供を受け、確実に確認すること。</p>	<p>卵巣を採取する家畜の雌の飼養者から、家畜登録機関が発行する「登録証明書」の提示を受け、確実に個体の確認を行うこと。</p>
卵巣の持ち出し	<p>採取した家畜卵巣のと畜場外への持ち出しは、採取家畜に係るすべてのと畜検査結果が合格と判定された後とすること。ただし、と畜場法施行令第 5 条第 1 項第 2 号により行う場合は、この限りではない。</p>	

## (5) 家畜体外受精卵等の処理

- ① 卵巣から未受精卵を採取する際に用いる容器等（卵胞液の回収瓶、シャーレ等）については、予め雌畜名、識別できる記号又は番号等を記載したラベルの貼付や、マーカーによる識別番号の記載等により、他の雌畜から採取した未受精卵に用いる容器等と容易に識別ができるように措置する。また、卵巣から未受精卵を採取する際に用いる器具（針、シリンジ等）は、雌畜又は処理ロットごとに交換するなど取り違い等が生じることのないように留意する。
- ② 卵巣から未受精卵を採取する前に、採取する雌畜（とたい又は生体）と採取に用いる容器等の識別内容が一致していることを確認する。
- ③ 未受精卵又は家畜体外受精卵を処理等（検卵、培養、家畜体外授精（以下「媒精」という。）等）する際においても、容器等の識別措置を継続するとともに、処理等に用いる器具（シャーレ、パスツールピペット等）は、雌畜又は処理ロットごとに交換するなど取り違い等が生じることのないように留意する。
- ④ 媒精に複数の雄畜の家畜人工授精用精液を用いる場合は、③に加え、媒精に使用する器具（パスツールピペット等）を雄畜ごとに交換するとともに、媒精用シャーレ等には、雄畜名、識別できる記号又は番号等をマーカーにより記載するなどし、他の雄畜の家畜人工授精用精液に用いるものと容易に識別ができるように措置する。
- ⑤ 生産した家畜体外受精卵を最終的にストロー等の容器に収める際にも、事前にストロー等の表示内容（家畜体外受精卵証明書番号等）が正しいことを確認する。
- ⑥ 家畜体外受精卵の生産に係る記録は作業工程ごとに行うとともに、チェック表等を用い、作業者等を記録する。なお、記録漏れや作業工程での誤りが疑われる場合には、直ちに生産や販売を中止する。

## (6) 家畜体外受精卵の生産における業務の分担について

家畜未受精卵の採取までの工程と、それ以降の工程を異なる家畜人工授精所で行う場合等、家畜体外受精卵の生産における業務を分担して行う際は、以下に留意すること。

### ① 実施場所

家畜体外受精卵の生産における業務を分担して行う場所は、上記3（1）と同様に、業務の別に応じて、都道府県知事から開設の許可を得た家畜人工授精所において実施すること。

### ② 実施体制

業務の分担にあたっては、業務委託契約等により、役割や責任の範囲を明確にすること。

### ③ 家畜人工授精簿の整備

獣医師又は家畜人工授精師は、自らが実施した体外受精卵の生産の工程について、家畜人工授精簿（様式第13号その6）に記録し、その他の工程については、業務を分担する獣医師又は家畜人工授精師が記録した家畜人工授精簿の写しを所持すること。

## II 家畜改良増殖法の違反等について

家畜改良増殖法第 13 条第 4 項において、精液等には、それぞれ家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書（以下「証明書」という。）を添付しなければならないと規定されている。また、同法第 14 条第 1 項及び第 2 項において、証明書が添付されていない精液等の譲渡、注入及び移植が禁止されている。このため、記載内容に誤りのある証明書が添付された精液等を譲渡等する行為は同法に抵触する可能性がある。

精液等を採取、処理及び生産する獣医師及び家畜人工授精師は、このことを十分に認識した上で業務に当たるとともに、精液等の取り違え等の問題が発生した場合は、家畜人工授精所が所在する都道府県等に速やかに報告し、指示を仰ぐこと。

(参照条文)

○家畜改良増殖法(昭和二十五法律第二百九号)抄

(家畜体内受精卵等の採取の制限)

第九条の二 牛その他政令で定める家畜の雌は、その飼養者において、農林水産省令で定める伝染性疾患及び遺伝性疾患を有しないことについての獣医師による診断を農林水産省令で定めるところにより受け、診断書の交付を受けたもの(次項において「診断書交付家畜」という。)でなければ、家畜体内受精卵の採取の用に供してはならない。ただし、学術研究のため家畜体内受精卵の採取の用に供する場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

2 牛その他政令で定める家畜の雌は、当該家畜の雌又はそのとたいから家畜卵巣を採取する者において、当該家畜の雌が診断書交付家畜であることを確認しなければ、当該家畜の雌又はそのとたいを家畜卵巣の採取の用に供してはならない。ただし、学術研究のため家畜卵巣の採取の用に供する場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第十一条 獣医師又は家畜人工授精師でない者は、家畜人工授精用精液を採取し、処理し、又はこれを雌の家畜に注入してはならない。ただし、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雄の家畜から家畜人工授精用精液を採取し、処理し、又はこれを自己の飼養する雌の家畜に注入する場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第十一条の二

- 1 獣医師でない者は、雌の家畜から家畜体内受精卵を採取し、又はこれを処理してはならない。ただし、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雌の家畜から家畜体内受精卵を採取し、又はこれを処理する場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 獣医師でない者は、雌の家畜から家畜卵巣を採取してはならない。ただし、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雌の家畜から家畜卵巣を採取する場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。
- 3 獣医師又は家畜人工授精師でない者は、雌の家畜のとたいから家畜卵巣を採取してはならない。ただし、学術研究のためにする場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 獣医師又は家畜人工授精師でない者は、家畜未受精卵(家畜体外受精卵移植の用に供する未受精卵をいう。以下同じ。)を採取し、若しくは処理し、家畜体外授精を行い、又は家畜体外受精卵(家畜体外受精卵移植の用に供する受精卵をいう。以下同じ。)を処理してはならない。ただし、学術研究のためにする場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。
- 5 (略)

○家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)抄

(診断に係る疾患の種類)

第十三条の二 法第九条の二第一項の農林水産省令で定める伝染性疾患は、次に掲げるものとする。ただし、雌の家畜のとたいから家畜卵巣(法第三条の三第二項第五号に規定する家畜卵巣をいう。以下同じ。)を採取する場合にあつては、当該雌の家畜又はそのとたいについてと畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第十四条第一項から第三項までの都道府県知事の行う検査を行うときは、当該検査において検査される疾患を除くことができる。

- 一 第六条第一号イに掲げる伝染性疾患(ブルセラ症を除く。)
- 二 牛伝染性鼻気管炎、ブルータング、ランピースキン病、トリパノソーマ症及びレプトスピラ症(レプトスピラ・ポモナによるものに限る。)

(獣医師の診断)

第十三条の三 法第九条の二第一項の獣医師による診断は、雌の家畜を家畜体内受精卵(法第三条の三第二項第四号に規定する家畜体内受精卵をいう。以下同じ。)の採取の用に供する日又は雌の家畜若しくはそのとたいを家畜卵巣の採取の用に供する日前三十日以内に受けたものでなければならない。

(家畜受精卵移植の制限の特例)

第十五条の二 法第十一条の二第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、自己の飼養する雌の家畜に移植するために他人の飼養する雌の家畜から採取された家畜体内受精卵の処理をする場合とする。

- 2 法第十一条の二第三項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - 一 自己の飼養する雌の家畜に移植する家畜体外受精卵の生産の用に供するために雌の家畜のとたいから家畜卵巣を採取する場合
  - 二 農林水産大臣の定めるところにより家畜卵巣の採取を的確に、かつ、衛生的に実施することができると認められる者が、獣医師又は家畜人工授精師の具体的な指示の下に雌の家畜のとたいから家畜卵巣を採取する場合

3 (略)

○「家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行について」（平成4年11月19日付け4畜A第2652号農林水産省事務次官依命通知）

## 第2（3）家畜体外受精卵移植の制限

イ 獣医師又は家畜人工授精師でない者は、雌の家畜のとたいから家畜卵巣を採取してはならないこととされた（法第11条の2第3項）。

ただし、①学術研究のためにする場合、②自己の飼養する雌の家畜に移植する家畜体外受精卵の生産の用に供するために雌の家畜のとたいから家畜卵巣を採取する場合、③農林水産大臣の定めるところにより家畜卵巣が、獣医師又は家畜人工授精師の具体的な指示の下に雌の家畜のとたいから家畜卵巣を採取する場合については、この限りでないこととされた（法第11条の2第3項及び規則第15条の2第2項）。

③の規定に基づき、家畜卵巣の採取を的確に、かつ、衛生的に実施することができる  
と認められる者として農林水産大臣の定める者は、次のとおりとする。

- (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、獣医学又は畜産学に関する学部又は学科の課程を修了した者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校であって畜産学に関する専門課程を置くものにおいて、当該専門課程を修了した者
- (ウ) 学校教育法に基づく高等学校であって畜産学に関する課程を置くものにおいて、当該課程を修了した者
- (エ) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、旧独立行政法人農業者学校又は旧農業者大学校において畜産に関する課程を修了した者
- (オ) 都道府県立農業者研修教育施設において畜産に関する課程を修了した者
- (カ) 都道府県立農業講習施設において畜産に関する課程を修了した者
- (キ) 財団法人農民教育協会（昭和23年5月24日に財団法人農民教育協会という名称で設立された法人をいう。）八ヶ岳中央農業実践大学校において酪農又は肉用牛に関する課程を修了した者
- (ク) 財団法人農村更生協会（昭和16年4月1日に財団法人農村更生協会という名称で設立された法人をいう。）八ヶ岳中央農業実践大学校において酪農又は肉用牛に関する課程を修了した者
- (ケ) 財団法人中国四国酪農大学校（昭和40年11月18日に財団法人中国四国酪農大学校という名称で設立された法人をいう。）においてその課程を修了した者
- (コ) 旧鹿児島県立畜産講習所においてその課程を修了した者

○「和牛等特色のある食肉の表示に関するガイドライン（和牛・黒豚）」（平成19年3月26日付け18生畜第2676号農林水産省生産局長通知）

## VI 「和牛」の表示方法について

### 1 「和牛」の表示方法

- (1) 「和牛」と表示できる牛肉は、①の要件を満たすことが、家畜改良増殖法に基づく登録制度等により証明でき、かつ、①及び②の要件を満たすことが、牛トレーサビリティ制度により確認できる牛の肉とする。

①次に掲げる品種のいずれかに該当する牛であること。

- イ 黒毛和種
- ロ 褐毛和種
- ハ 日本短角種

- ニ 無角和種
  - ホ イからニまでに掲げる品種間の交配による交雑種
  - へ ホに掲げる品種とイからホまでに掲げる品種間の交配による交雑種
- ②国内で出生し、国内で飼養された牛であること。
- (2) (1) の「登録制度等により証明」できるものとは、次に掲げる書類のいずれかを有しているものとする。
- ① (社) 全国和牛登録協会、(社) 日本あか牛登録協会又は(社) 日本短角種登録協会(以下「家畜登録機関」という。)が発行する次の書類。
    - イ 登録証明書
    - ロ 子牛登記証明書
    - ハ 血統を証明する書類
  - ② 家畜改良増殖法に基づき獣医師、家畜人工授精師又は種畜の飼養者が交付する次の書類で、本牛の品種又は品種の組合せを明らかにするもの。  
ただし、本牛の両親である牛が①に掲げる書類を有していることが確認できるものに限る。
    - イ 授精証明書
    - ロ 体内・体外受精卵移植証明書
    - ハ 種付証明書

○と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)抄

第十四条

1・2 (略)

3 と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事の行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 (略)

二 厚生労働省令で定める疾病の有無についてのこの項本文に規定する検査を行う場合において都道府県知事の許可を得て獣畜の皮を持ち出すときその他の衛生上支障がない場合として政令で定めるとき。

4～8 (略)

○と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号)抄

第五条 法第十四条第三項第二号の政令で定めるときは、次のとおりとする。

一 (略)

二 解体後検査を行う場合において、都道府県知事の許可を得て牛の改良増殖(学術研究の用に供する場合を含む。)の目的のために牛の卵巣を持ち出すとき。

三～五 (略)

2・3 (略)